

# SDGs視点での参考取組一覧

No.	取組	具体的な取組	期待される効果	目指すターゲット	参考先
1	まちの資源を活かし、持続可能な新たな産業の創出、地域活性化の実現	・ワークショップ、学習会、アンケート調査	新たなビジネスによる地域経済成長及び主体的・意識的に多世代交流の機会のきっかけをすることで住民同士の新しいつながりを創出 ⇒新たなコミュニティの創出	    	地方創生SDGs官民連携プラットフォーム（㈱ルネサンス）
2	観光地域まちづくり	・地域住民のインストラクター化	地域人材を活用し、人材不足を解消。 ⇒市民参加型の観光産業	     	地方創生SDGs官民連携プラットフォーム（NPO法人自然体験学校）
3	スポーツを活用した地域活性化	・高地トレーニング施設を活用したスポーツツーリズム	高地トレーニング施設の有効活用を図ることで新たな交流人口を獲得	    	地方創生SDGs官民連携プラットフォーム（新潟県）
4	関係人口との協働による住み続けられるまちづくり	・SNSなどを活用し市の魅力を情報発信	ふるさと納税による応援、観光で訪問で訪れる人の増加 ⇒市内経済の活性化、シビックプライドの醸成	    	地方創生SDGs官民連携プラットフォーム（北海道釧路町）
5	新たなコミュニティの創設	・月1回、地元への思いを語る会の開催	まちづくりに主体的に関わる人材、地域リーダーの育成 ⇒100人カイギ創設	  	まちかつ（埼玉県寄居町）

○東御市まちづくり市民会議規約案

令和3年〇月〇日

(名称)

第1条 この会は、東御市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 市民会議は、「市民協働のまちづくり指針」に基づき、市民と行政が対等のパートナーとして地域の公共的課題の解決に向けて共に考え、協力して行動することで、愛されるまち「とうみ」の実現に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第3条 市民会議は、自己決定、自己責任の原則のもと、官民協働のシステムとして、市民が自主的に運営するものとする。

(活動内容)

第4条 市民会議で行う活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域課題を解決するための調査研究を行い、市民と行政の協働により取組を進めると。
- (2) その他、まちづくり課題の解決に関すること

(組織)

第5条 市民会議の委員は、公募による市民をもって充てる。

- 2 前項の委員が脱会する場合には、事務局へ届け出るものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長、副委員長)

第6条 市民会議には委員長1名、副委員長2名を置くこととし、それぞれ委員の互選により選出する。

(委員長、副委員長の職務)

第7条 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 市民会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(部会)

第9条 市民会議の任務を円滑に実施するため、市民会議に部会を置くことができる。

2 部会の運営、その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第10条 市民会議に、市民会議の運営や活動に必要な事務等を行うため、企画振興部企画振興課に事務局を置く。

(公開)

第11条 市民会議の会議、部会は原則公開とする。

(事業年度)

第12条 市民会議の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和3年〇月〇日から施行する。

## 市民まちづくり会議規約案意見

条文	意見等	事務局案
目的	市民会議は、市民の参画と協働によるまちづくりを推進するため、市民の視点から市が抱える課題を洗い出し、課題解決のための事業を提案する目的で設置する。	提案だけでなく実践する組織としたい。
活動内容	(1) まちづくりに関する事業についての調査研究 (2) まちづくりに関する事業についての意見や提案 (3) その他まちづくりの推進に必要な事項	提案だけでなく実践する組織としたい。
組織	・市民会議は、委員 名以内をもって組織する。	議論したい。
	・委員は、公募による市民またはこれに準ずる者をもって充てる。	組織の条文に反映します。
	・東御市市民及び東御市に思い入れのある方。	組織の条文に反映します。
	・市民まちづくり会議への入会は個人の手上げ方式とし入会脱会は事務局に連絡を行う。	組織の条文に反映します。
	・委員の任期は2年目の事業年度の終了までとする。但し、再就任を妨げない。	組織の条文に反映します。
	・市民会議は、委員に会議の秩序を乱し、又は妨げるような言動があり、円滑な会議の運営を阻害すると認めるときには、会議の決議により当該委員を解任することができる。	議論したい。
委員長、副委員長	・市民会議には委員長1名、副委員長2名を置くこととし、それぞれ委員の互選により定める。	組織の条文に反映します。
	・委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。	組織の条文に反映します。
	・副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。	組織の条文に反映します。
会議	・会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。	組織の条文に反映します。
研究部会等	・市民会議は必要に応じて研究部会等を置くことができる。	部会構成を決める段階で反映すべきと考えます。
	・部会に属すべき委員は、各委員の希望も尊重する中で、委員長が決定する。	
	・各部会には部会長を置き、各部会員の互選により定める。	
	・部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。	
公開	会議は原則公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、出席委員の過半数の決議をもって非公開とすることができる。	議論したい。